

被相続人居住用家屋等確認申請書に添付する書類チェックリスト

必要書類	確認事項	様式 1-1	様式 1-2	様式 1-3	
被相続人の除票住民票 【注】コピー不可	・死亡日（相続発生日） ・死亡時の居住地	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
相続人（全員）の住民票 （解体または譲渡日以降に発行されたもの） 【注】コピー不可	・死亡日（相続発生日）の直前から譲渡までの相続人の住所	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
売買契約書の写し ※売買契約書に譲渡日の記載がない場合、譲渡の時期を確認できるもの（所有者移転登記簿謄本、残代金受領の領収書写し等）	・空き家の所在地 ・譲渡日（引き渡し日） ・譲渡金額が1億円以下であること ・1-3の場合は、譲渡の日の翌年2月15日までに耐震改修又は家屋の取壊しをすることが約されていること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
登記事項証明書（土地） 【注】コピー不可 ※換価分割の場合は遺産分割協議書	・相続人の人数	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
登記事項証明書（建物） 【注】コピー不可	・建築年月日 ・相続人の人数	<input type="checkbox"/>		耐震のみ <input type="checkbox"/>	
閉鎖事項証明書（建物） 【注】コピー不可	・建築年月日 ・家屋取壊し日		<input type="checkbox"/>	解体のみ <input type="checkbox"/>	
耐震基準適合証明書又は建設住宅性能評価書の写し、工事請負契約書及び請求書または領収書	・耐震工事の完了日			耐震のみ <input type="checkbox"/>	
（i・iiのいずれか）	i) 電気、水道又はガスいずれかの契約名義人及び使用中中止日がわかるもの	・相続発生日以降、電気、水道、又はガスの使用を中止していること ・使用場所（住所）の記載があること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	ii) 仲介業者の広告（宅地建物取引業者によるものに限る）	・現況空き家の記載があること ・1-2の場合は、 <u>更地渡し</u> の記載があること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
除却前後の敷地の写真 ※撮影日を記載（手書き可）	・除却後については敷地を事業用に使用していないこと （1-2の場合、除却から譲渡日までの間に撮影されたこと）		<input type="checkbox"/>		

※被相続人が老人ホーム等に入所していた場合は、次の書類も必要です。

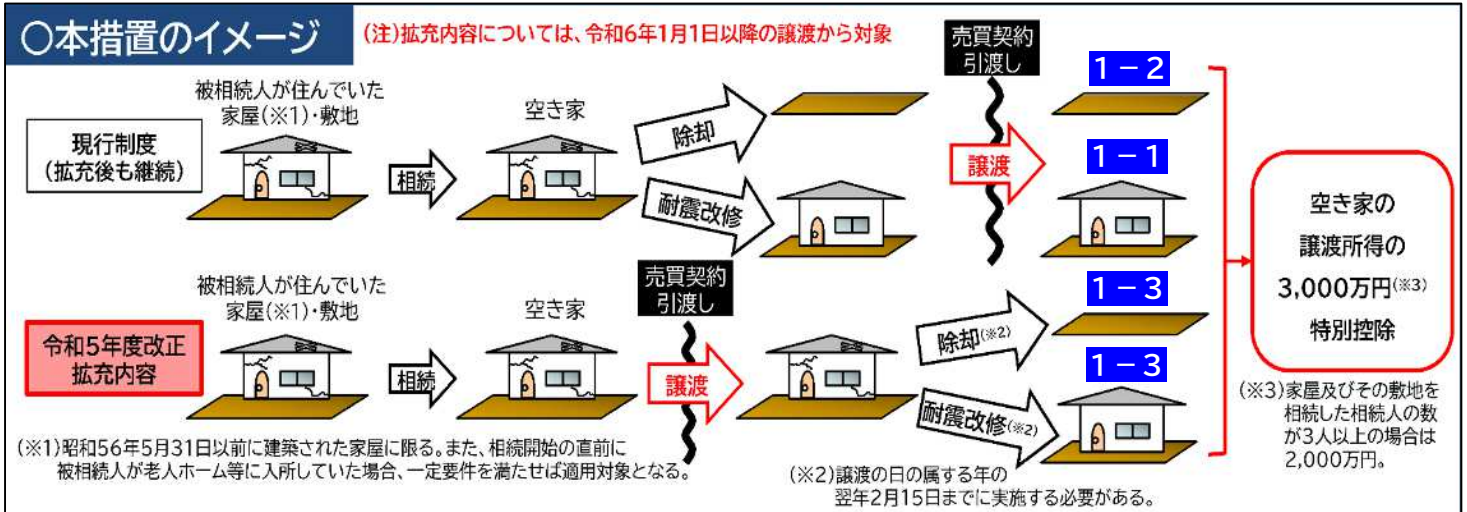
i	介護保険の被保険者証写し 又は 障害福祉サービス受給者証写し	・要介護・要支援、障害支援区分等の認定の確認
ii	施設入所時の契約書写し	・施設の名称、所在地等の確認
iii	① 電気、水道又はガスの契約名義人及び使用中中止日がわかるもの ② 老人ホーム等が保有する外泊・外出等の記録 ③ 相続後に家財道具等を撤去処分した際の請負契約書等	・被相続人が老人ホーム入居後から相続開始日まで、家屋を一定期間使用していたことを確認

※このチェックリストは、提出書類をわかりやすくしたものです。提出にあたっては、必ず申請書の2、3ページをご確認ください。  
※裏面もご覧ください。

**確認書について郵送による交付を希望の場合**

レターパックに送付先の郵便番号、住所、氏名を記入して提出ください。

## 制度のイメージ（国土交通省ホームページ）



### 申請にあたってその他のご注意

- ・申請にあたり、要件や必要書類等の確認のため事前にご相談いただくことをお勧めいたします。
  - ・申請から確認書発行までに数日から10日程度お時間をいただきます。
- 申請後の審査により、記載漏れや添付書類の不備等があった場合には書類の訂正、追加資料の提出などをお願いすることがあり、確認書交付までさらに日数がかかることがあります。
- また、確定申告期間中及びその直前は混雑が予想されますので、日程に余裕をもってご申請いただくようお願いします。
- ・提出いただいた申請書及び添付書類は返却いたしませんので、十分ご注意ください。
  - ・北九州市が交付する「被相続人居住用家屋等確認書」は、当該物件が空き家であったことを確認するための書類であり、特別控除が適用されることを確約するものではありません。